

十日町市請負工事成績評定通知要領

平成19年3月16日

訓令第5号

(目的)

第1条 この訓令は、十日町市が発注する工事の工事成績評定点（以下「評定点」という。）の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定点の通知の対象とする工事は、十日町市請負工事成績評定実施要領（平成19年十日町市訓令第4号）第2条に規定する請負工事とする。

(評定点の通知)

第3条 市長は、検査員から工事成績調書等の報告があった後、当該工事の請負者に評定点を速やかに別記様式第1により通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知を行ったときは、通知をした書面を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

(説明請求)

第4条 前条の規定により通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、評定点等について市長に説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第5条 市長は、評定点等の通知を受けた請負者から評定点等についての説明を求められたときは、速やかに別記様式第2により回答するものとする。

2 市長は、前項の回答を行うときは、十日町市工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めることができる。

3 前項の委員会は、別に定める設置基準に基づき設置するものとする。

4 市長は第1項の回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

(再説明請求)

第6条 前条の規定により回答を受けた請負者は、回答を受けた日から起算して14日以内に書面により、市長に再説明を求めることができるものとする。

(再説明請求に対する回答)

第7条 市長は、第5条の回答を受けた請負者から再説明を求められたときは、別記様式第3により回答するものとする。

2 市長は、前項の回答をするときは、委員会の審議を経てから回答するものとする。

3 市長は、第1項の回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から適用する。